

交野市総合防災マップ作成業務委託仕様書

第1章 総則

第1条（目的）

本業務は、令和2年9月に発行した「交野市総合防災マップ」の防災情報、ハザード情報、詳細地図を最新情報に改訂し作成することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本仕様書は、交野市（以下、「発注者」という。）が受託者（以下、「受注者」という）へ委託する「交野市総合防災マップ作成業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用するものである。

第3条（業務期間）

本業務の履行期間は、契約締結日から令和5年9月13日までとする。

第4条（貸与資料）

本業務を実施する上で、必要な資料は発注者が受注者に貸与するものとする。

- (1) 土砂災害（特別）警戒区域（大阪府所有データ shape 形式）
- (2) 洪水浸水想定区域図（国および大阪府所有データ shape 形式）
- (3) 内水浸水想定区域図（交野市所有データ shape 形式）
- (4) 震度分布図及び液状化可能性図（交野市所有データ shape 形式）
- (5) 活断層図（交野市所有データ shape 形式）
- (6) ため池ハザードマップ（交野市所有データ shape 形式）
- (7) 避難所及び防災関連施設等に関する資料（交野市所有データ）
- (8) その他作成に必要と認める情報

第5条（成果品の帰属）

本業務で履行した内容はすべて発注者に帰属するものとする。受注者は成果品又は収集した資料を発注者の承諾なく他に公表し、貸与または使用させてはならない。

ただし、受注者及び第三者が従来から権利を有している固有の知識・著作権・技術に関する権利など（以下「権利留保物」という）は、受注者及び第三者に留保されるものとする。

第6条（打合せ協議）

総合防災マップ作製に際し、発注者または受注者が必要と判断した場合には、適宜協議を行うものとする。なお、打合せ内容については、受注者が打合せ議事録を作成し、協議終了後速やかに発注者に提出し、発注者は内容を確認するものとする。

第7条（守秘義務）

受注者は、本業務遂行上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。これを担保するため、受注者はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）承認取得者とする。

第8条（疑義）

本仕様書に定めがない事項、また、本仕様書に定められた内容の解釈に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と受注者が協議し解決を図るものとする。

第2章 業務内容

第9条（業務概要）

本業務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) 基図の作成
- (4) 総合防災マップ記載項目の内容検討
- (5) 防災情報・啓発記事面の内容検討
- (6) 総合防災マップの作成
- (7) ホームページ掲載用データの作成
- (8) 納品作業
- (9) 完了報告

第10条（提出書類）

本業務を実施するに当たり、受注者は下記の書類を作成し提出するものとする。

- (1) 工程表
- (2) 着手届
- (3) 完了届
- (4) 打合せ議事録

第 11 条（損害の賠償）

本業務中に、受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。また、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

第 12 条（計画準備）

本業務の目的を十分把握し、地震・水害・土砂災害等に関する情報を網羅し防災に関する啓発内容等を記載した総合的な防災マップを各作業の手法及び工程、体制を検討し、計画・作成すること。

第 13 条（資料収集整理）

本業務を進めるにあたって、必要と考えられる資料を収集・整理した上で、掲載内容を検討することとする。なお、本業務で収集したデータのうち地図情報については、GIS（地理情報システム）データとして整理するものとする。整理する GIS データ形式は、今後の庁内外への情報公開を考慮し、最も公開性・流通性・汎用性の高いフォーマットにて作成するものとする。その他業務で作成する GIS データも同様とする。

第 14 条（基図の作成）

本業務に用いる基図は、国土地理院及び大阪府の使用承認を得た地図を使用すること。詳細地図面は現行の「交野市総合防災マップ」の詳細内容を有すること。また、地図面の建物・道路を含む情報は 2021 年以降に交野市内を全戸調査し作成された最新情報を掲載すること。

なお、詳細地図内容は下記のとおりとする。

・ 詳細地図内容

精度 1/7,500 程度で市内全戸家形枠表示とし、住民の生活範囲なども念頭に、本市の範囲に加え市境の外側についても地図を表示すること（隣接他地区の地図表示）。

また、発注者により経年変化に伴う建物や道路の修正が必要と判断した場合、その指示に従い修正を行うものとする。

使用地図は受注者にて用意すること。

第 15 条（総合防災マップ記載項目の内容検討）

防災マップの記載すべき項目について検討するものとする。尚、詳細地図の必須項目は以下の通りとする。

(1) 洪水ハザードマップ

大阪府より公開されている、前川・北川・天野川・穂谷川・たち川の 5 河川の浸水想定区域を表示すること。また、浸水する範囲が重複する場合は、その部分の最大値が表

示されるように作成をすること。

また、洪水浸水想定区域図のうち想定最大規模、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）（河岸侵食）を記載すること。

(2) 内水・土砂災害ハザードマップ

内水浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域を同一のページに記載すること。

(3) ため池ハザードマップ

本市で作成した、12か所のため池ハザードマップより浸水深マップ、はん濫水到達想定時間及び歩行困難度マップを記載すること。

(4) 共通項目

避難所（指定避難所、指定緊急避難所、福祉避難所）、防災行政無線、AED設置場所、及び発注者より指定する施設等を記載すること。

第16条（防災情報・啓発記事面の内容検討）

本市の被害想定などを考慮して記載事項を検討し、イラストを効果的に使用するなど表現方法を工夫し、見やすい紙面づくりをすること。

掲載項目は、以下の通りとする。

- (1) 地震
- (2) 風水害（洪水、内水及びため池）
- (3) 情報入手の方法
- (4) 備蓄品・持出品
- (5) 避難所一覧
- (6) 防災メモ
- (7) 液状化予測
- (8) 活断層図
- (9) その他掲載が必要と判断した事柄

第17条（総合防災マップの作成・印刷）

打合せ協議で検討した結果を踏まえ、総合防災マップ冊子を以下の内容にて作成し、印刷すること。

形態：A4冊子物

数量：37,000部

総頁：76頁（本文72頁+表紙4頁）

防災情報・啓発面 26頁程度（表紙含む）

防災情報地図面 50頁程度（医療マップ含む）

刷色：全頁4色

紙質：表紙 マットコート紙 菊判 76.5kg

本文 マットコート紙 A判 44.5 kg
製本：網代綴じ

第 18 条（ホームページ掲載用のデータの作成）

本業務で整理した情報を用いて、ホームページ掲載用データ（PDF 形式）の作成を行うこと。

第 19 条（利用許諾）

本業務により作成した電子総合防災マップデータ（以下「本データ」という。）を公衆送信許諾期間中、本データの全部又は一部を、交野市が管理するサーバに格納（複製）し、交野市サイト上で自動公衆送信（送信可能化を含む。）することを無償で許諾するものとする。

- ・公衆送信許諾期間：2023 年 9 月 14 日から次回版発行まで
- ・交野市サイト：交野市ホームページ（<https://www.city.katano.osaka.jp/>）

第 3 章 納品

第 20 条（成果品の検査・納品）

受注者は、本業務の成果品について、発注者の検査を受けた後、納品するものとする。

第 21 条（成果品の瑕疵）

納品の後、成果品に瑕疵が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い、必要な処理を受注者の負担において行うものとする。

第 22 条（納品物）

納品物は以下のとおりとする。

- (1) 交野市総合防災マップ（A4 サイズ冊子） … 37,000 部
- (2) ホームページ掲載用 PDF データ及び GIS データ … 一式

※(1)については、指定した部数を、交野市内の 2 か所へ一括納品するものとする。梱包については 50 部ずつ包装し、「50 部・令和 5 年度 交野市総合防災マップ」と表示すること。

※(2)については、CD-ROM2 枚に格納し、納品すること。